

議 第 177 号

令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部改正について

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、占有者」を「又は占有者」に、「空家外家屋を」を「これを」に改める。

第11条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第2項中「第3条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成25年条例第80号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 所有者等 空家外家屋の所有者又は占有者その他これを_____管理すべき者をいう。 （応急的危険回避措置）</p> <p>第11条 市長は、特定空家等又は管理不全な状態となっている空家外家屋について、人の生命、身体又は財産に対する重大な損害を及ぼす危険が切迫していると認められる場合であって、法第22条第1項に規定する必要な措置又は第3条第2項に規定する改善措置が講じられる時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による最小限度の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を、特定空家等を対象とする場合にあつては法第5条に規定する所有者等から、空家外家屋を対象とする場合にあつては所有者等から徴収することができる。</p>	<p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>(4) 所有者等 空家外家屋の所有者、占有者 その他空家外家屋を管理すべき者をいう。 （応急的危険回避措置）</p> <p>第11条 市長は、特定空家等又は管理不全な状態となっている空家外家屋について、人の生命、身体又は財産に対する重大な損害を及ぼす危険が切迫していると認められる場合であって、法第14条第1項に規定する必要な措置又は第3条第2項に規定する改善措置が講じられる時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による最小限度の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を、特定空家等を対象とする場合にあつては法第3条に規定する所有者等から、空家外家屋を対象とする場合にあつては所有者等から徴収することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号。）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。